介護保険制度のしくみ

介護保険制度は、老後生活の不安要因となっている介護を社会全体で支えあっていくことを目的としてつくられた仕組みで、４０歳以上の人を被保険者として越前町が運営しています。介護保険のサービスの利用に際しては要介護認定の申請をします。

越前町（保険者）

- 介護に関する相談窓口
- 要介護認定
- 保険給付
- 介護サービスの確保と整備
- 介護保険料の決定と徴収など

介護(予防)サービス提供事業者

☆指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、ＮＰＯなど

- 介護保険サービスの提供

- サービスにかかった費用の請求
- 費用の９割から７割を支払う

越前町包括支援センター（越前町役場内）

- 総合相談・支援
- 介護予防マネジメント
- 虐待防止・早期発見
- 権利擁護など

- 認定結果、各種サービスに関する通知
- 介護保険料の決定・徴収

- 要介護認定の申請
- 介護保険料の納付

- 支援
- 相談

- 介護サービスの利用料金の支払い（費用の１割から３割）
- 在宅や施設でのサービス提供

４０歳以上のみなさん（被保険者）

☆年齢によって２つの被保険者にわかれます。

６５歳以上の人（第１号被保険者）

◎申請をして、介護(介護予防)が必要と「認定」された人はサービスを利用できます。
◎介護が必要になった理由は問われません。

４０歳以上６５歳未満の人（第２号被保険者）

◎介護保険で対象となる病気が原因で介護(介護予防)が必要と「認定」された人はサービスを利用できます。
◎交通事故等が原因の場合は、対象外です。

☆地域包括支援センターとは？

保健、介護、福祉という３分野の専門職が連携して、町や地域の医療機関、介護サービス事業者、ボランティアなどと協力しながら、高齢者のさまざまな相談に対応する機関です。

主な仕事・・・
- みなさんからの介護や福祉に関する相談への対応、支援
- 介護予防ケアプランの作成
- ケアマネジャーへの支援やネットワークづくり

など

※介護保険で対象となる病気（特定疾病）

- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靱帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 多系統萎縮症
- 初老期における認知症
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- 閉塞性動脈硬化症
- 関節リウマチ
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- 末期がん